

(案)

市有財産使用許可書

交 自 管 第 号  
令 和 年 月 日

会社名  
代表者 様

京都市公営企業管理者  
交通局長 北村 信幸  
(担当 自動車部管理課)

令和 年 月 日付けで申請のありました市有財産の使用につきましては、京都市交通局公有財産及び物品管理規程第8条第4号の規定により次のとおり許可します。

使用許可財産名	市バス九条営業所用地の一部	
所在地	京都市南区東九条下殿田町70番の一部	
種 別	土 地	
数 量	92.4㎡	
使用期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	
指定用途	自転車等駐車場	
使用料	円	使用料は、納入通知書により納付期限までに納付してください。

注 複数の年度にわたり使用を許可している場合、本書発行年度に係る使用料のみを印字しています。

次のページに続く

# (案)

## 許可条件

### 1 使用許可の取消し

次の事項に該当するときは、この使用許可を取り消すことがある。

- (1) 使用することを許可した財産（以下「使用許可財産」という。）を公用又は公共用に供するため交通局が必要とするとき。
- (2) 使用許可を受けた者（「以下「使用者」という。）がこの使用許可条件に違反したとき。
- (3) 使用料が有償の場合にあっては、使用者が使用料の納付を怠ったとき。
- (4) 使用者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が京都市暴力団排除命令第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例同条第5号に規定する暴力団密接関係者であるとき。
- (5) その他使用者が京都市交通局公有財産及び物品管理規程又は法令の規定に違反したとき。

### 2 使用料の改定

使用期間中であっても、経済情勢の変動、関係法令の改廃その他の事情の変更により使用料の改定（使用料が無償の場合にあっては、有償化）をすることがある。

### 3 使用料の還付

使用料が有償の場合において、既納の使用料は、還付しない。ただし、京都市公有財産及び物品条例第2条第3項各号に該当するときは、その全部又は一部を還付することがある。

### 4 延滞金

使用料が有償の場合において、使用料が納付期限までに納付されず、管理者がその使用料の納入について督促をしたときは、京都市交通局公有財産及び物品管理規程第8条の3の規定に基づき計算した延滞金を納付しなければならない。

### 5 転貸等の禁止

使用者は、次の行為をしてはならない。ただし、管理者の承認を得た場合は、この限りでない。

- (1) 権利の転貸または譲渡
- (2) 使用許可財産の使用目的の変更
- (3) 使用許可財産の形質変更
- (4) 工作物の新築、増築、改築もしくは大修繕

### 6 届出事項

使用者は、次の事項に該当するときは、速やかに書面により管理者に届け出なければならない。

- (1) 使用者又は保証人が氏名又は住所（法人その他の団体にあつては、名称又は事務所若しくは事業所の所在地）を変更したとき。
- (2) 使用者の地位について、相続又は合併等による包括承継その他の変動が生じたとき。
- (3) 保証人を変更しようとするとき。
- (4) 前各号のほか届出を要する必要があるが生じたとき。

## (案)

### 7 必要費等の補償

使用者は、使用許可財産に関し必要費又は有益費を支出した場合であっても、あらかじめ管理者が承認した場合を除いては、その補償を請求することができない。

### 8 滅失及びき損届出義務

使用者は、使用許可財産を滅失又はき損したときは、直ちに書面により管理者に届け出なければならない。

この場合において、使用者の責に帰すべき事由により使用許可財産が滅失し又はき損したときは、使用者は管理者の指示に従い、復旧その他の措置をしなければならない。

### 9 損害賠償

使用者が、許可条件に違反するなど使用者の責めに帰すべき事由により交通局に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償しなければならない。

### 10 原状回復

使用者は、使用期間が満了したときは当該使用期間の満了の日までに、使用許可が取り消されたときは管理者が指定する日までに、自己の費用で使用許可財産を原状に回復しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

### 11 善管注意義務

使用者は、使用許可財産を善良な管理者としての注意をもって管理しなければならない。

### 12 調査協力の義務

管理者は、使用許可財産について随時その使用状況を実地に調査することができるとともに、使用者は、これに協力しなければならない。

### 13 使用許可の更新

使用者は、使用期間の満了後、引き続き使用許可を受けようとするときは、使用期間満了の日の30日前までに、京都市交通局公有財産及び物品管理規程第10条第2項に規定した申請書を管理者に提出しなければならない。

### 14 疑義への対応

使用許可財産の使用又はこの許可条件について疑義が生じたときは、管理者の指示によらなければならない。

### 15 その他

当該使用許可は、令和5年度に実施した「市バス九条営業所用地（一部）活用事業者募集要項」に基づくものであり、当該地の使用にあたっては、同要項記載の活用用途等、各種項目を遵守すること。

### (審査請求及び処分取消しの訴えの教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

## (案)

2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市（公営企業管理者）を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査を請求した場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

3 前掲2にかかわらず、使用料の徴収に関する処分の取消しの訴えについては、次のいずれかに該当する場合を除き、この処分についての審査請求に対する京都市長の裁決を経た後でなければ提起することができません。

(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

また、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都市（公営企業管理者）を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。